岡山県で働きたい方と県内企業のマッチングを支援する

岡山県しごと情報サイトのご紹介

岡山県在住の方も、IJU ターン・移住を検討して いる方も利用できます。

(2025年3月31日時点)

毎月新しい求人を多数掲載! まだ知らなかった求人を 見つけるチャンス!

9つのエリアと職種、移住 支援金対象求人・新卒向け 求人などさまざま!

詳しくはこちらをチェック

晴れの国で働こう!

Q

https://求人ボックス.com/地方創生-岡山県





東京23区に在住・在勤の方は

岡山県しごと情報サイトを利用して就職すると

受け取れます。※条件あり



※18歳未満の者1人につき100万円追加 ※令和5年4月1日以降に転入した場合に適用



**60**万円

詳しくは裏面へ!



岡山県しごと情報サイト運営事務局

お問い合わせ

TEL:03-6665-0869

岡山県産業労働部労働雇用政策課

岡山市北区内山下2-4-6

Mail:koyou@pref.okayama.la.jp TEL:086-226-7391 FAX:086-226-7869



岡山県

# 移住支援金炭給し



00万円

18歳未満の者1人につき ※令和5年4月1日以降に転入した場合に適用

両親+18歳未満の方3人の計5人で移住の場合は、400万円を支給



申請できる期間

対象求人に就業し、 移住後1年以内の期間

申請手続き

申請手続きの詳細は、 移住先の市町村にお問い合わせください。 移住支援金の 詳細はこちらから

岡山県 移住支援金



次のような場合には、移住支援金の返還を求めることがあります

Q

- ・虚偽の申請等をした場合
- ・移住支援金の申請日から5年以内に岡山県外へ転出した場合
- ・移住支援金の申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合等

## 移住支援金の支給までの流れる



移住支援金 対象求人に応募



対象求人に就業



移住先市町村へ 移住支援金の申請手続き 支援金 支給

移住(住民票の異動)

対象となる方 (次の3つの要件を全て満たす方が移住支援金の対象となります。)

### 東京23区に居住していた方

移住直前に連続1年以上、かつ、移住直前10年間で 通算5年以上



### 東京圏\*\*'から東京23区に通勤していた方

移住直前に連続1年以上、かつ、移住直前10年間で通算5年以上、 東京圏(条件不利地域を除く)に在住し、東京23区に通勤※2※3していた方

岡山県内の市町村\*4へ移住し、

5年以上継続して居住する意思のある方



「晴れの国で働こう!岡山県しごと情報サイト」の

移住支援金対象求人に新規就業\*\*5\*6した方

- ※1 埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県。
- ※2 雇用者としての通勤の場合は、雇用保険の被保険者としての通勤に 限ります。
- ※3 東京圏から東京23区内の大学等に通学し、東京23区内の企業へ 就職した場合、大学等への通学期間も通勤期間に通算することが できます。
- ※4 笠岡市、赤磐市、里庄町、美咲町及び西栗倉村を除く岡山県内の 市町村
- ※5 次の法人は対象になりません。
- ・官公庁、第3セクター、資本全10億円以上の法人、みない大企業、本店所在地 が東京圏(条件不利地域を除く)の法人、雇用保険の適用外事業主、風俗 営業等を営む者、反社会勢力と関係を有する法人等
- ・就業者にとって3親等以内の親族関係にある者が代表者、取締役などの 経営を担う職務を行っている法人
- ※6 以下の要件を全て満たす就業である必要があります。
- ・週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業していること ・当該法人に、移住支援金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思
- ・転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の就業で

岡山県産業労働部労働雇用政策課



を有していること。